資料1

「旅客船の総合的な安全・安心対策」の実施状況

令和8年10月7日

Ⅰ）総論

～安全対策を「重層的」に強化し、安全・安心な旅客船を実現～

①事業者の安全管理体制の強化

・安全統括管理者・運航管理者への**試験制度**の創設
・事業**許可更新制度**の創設
・届出事業者の登録制への移行
・**運航の可否判断**の客観性確保
・避難港の活用の徹底
・地域の関係者による協議会を活用した安全レベル向上　等

②船員の資質の向上

・**船長**要件の創設
（**事業用操縦免許**の厳格化（**修了試験**の創設等）、
初任教育訓練、乗船履歴）
・**発航前検査**の確実な実施（ハッチカバーの閉鎖の確認を含む）　等

③船舶の安全基準の強化

・法定無線設備から**携帯電話を除外**
・業務用無線設備等の導入促進
・**船首部の水密性**の確保
（既存船の緊急点検、隔壁の水密化等の検討）
・**改良型救命いかだ等**の積付けの義務化・早期搭載促進　等

④監査・処分の強化

・海事監査部門の改革
（安全確保に向けた**徹底した意識改革**、**通報窓口**の設置、
抜き打ち・リモートによる監視の強化、
裏取り・フォローアップの徹底、
自動車監査等のノウハウ吸収、監査**体制の強化** 等）
・行政処分制度の抜本的見直し
（**違反点数制度**、 **船舶使用停止処分**の導入等）
・罰則の強化（拘禁刑、法人重科等）
・許可の欠格期間の延長（２年→５年）　等

⑤船舶検査の実効性の向上

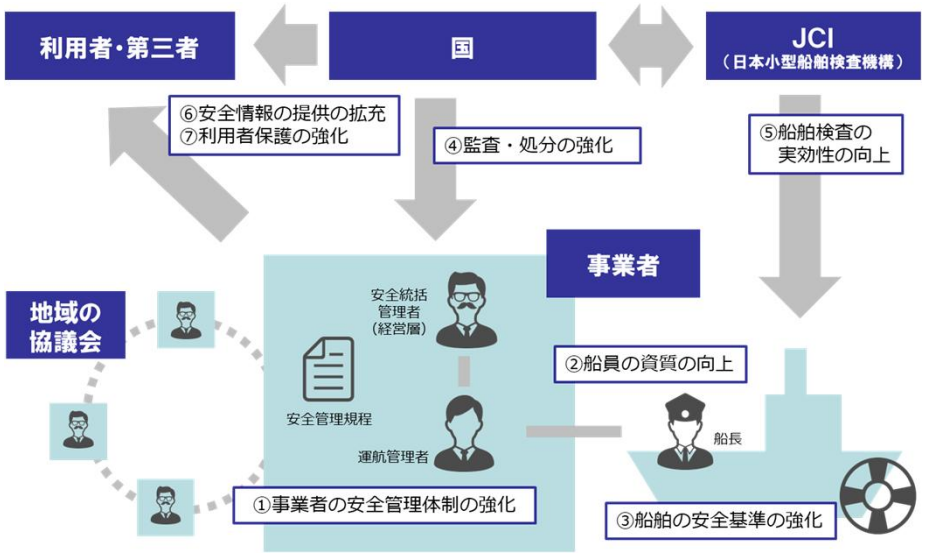
・国による**JCI（日本小型船舶検査機構）の検査方法の総点検・是正と監督の強化**（ハッチカバー等を含む）　等

⑥安全情報の提供の拡充

・安全法令違反の**行政指導を公表**対象に追加
・行政処分等の公表期間の延長（２年→５年）
・安全性の評価・認定制度（マーク等）の創設　等

⑦利用者保護の強化

・旅客傷害賠償責任**保険の限度額引上げ**
・旅客名簿の備置き義務の見直し　等



令和４年12月22日 知床遊覧船事故対策検討委員会とりまとめ　対策項目全66項目

	実施中又は実施済	準備中
令和５年10月12日 第１回フォローアップ委員会	35項目	31項目
令和６年10月３日 第２回フォローアップ委員会	49項目	17項目
令和７年10月６日 第３回フォローアップ委員会	62項目	4項目
令和８年10月7日 第４回フォローアップ委員会	65項目	1項目
令和９年４月	66項目※	

※予定

○ 進捗状況は下記に分類する。

✓ 実施中又は実施済：講ずべき措置が行われ、引き続き実施している又は完了したもの（法令が施行済のものを含む）
✓ 準備中：講ずべき措置に向けて、引き続き準備しているもの（法令が公布済で未施行のものを含む）

知床遊覧船事故対策検討委員会「総合的な安全・安心対策」実施状況

国土交通省

全体：65項目実施中又は実施済☆、1項目準備中／66項目中（R8.10.7時点）

※前回会議：62項目実施中又は実施済、4項目準備中

総合的な安全・安心対策		準備中の項目
（1）事業者の安全管理体制の強化	17項目実施中又は実施済、1項目準備中／18項目	・管理者への講習の受講義務付け（R8.12頃講習開始）
（2）船員の資質の向上	5項目実施中又は実施済／5項目	全ての項目が実施中又は実施済み
（3）船舶の安全基準の強化	7項目実施中、又は実施済／7項目	全ての項目が実施中又は実施済み
（4）監査・処分の強化	21項目実施中、又は実施済／21項目	全ての項目が実施中又は実施済み
（5）船舶検査の実効性の向上	5項目実施中又は実施済／5項目	全ての項目が実施中又は実施済み
（6）安全情報の提供の拡充	7 項目実施中、又は実施済／7項目	全ての項目が実施中又は実施済み
（7）利用者保護の強化	3項目実施中又は実施済／3項目	全ての項目が実施中又は実施済み

II）各論

①事業者の安全体制の強化
安全統括管理者・運航管理者の資格者証制度（参考資料P.1（1）②～④）

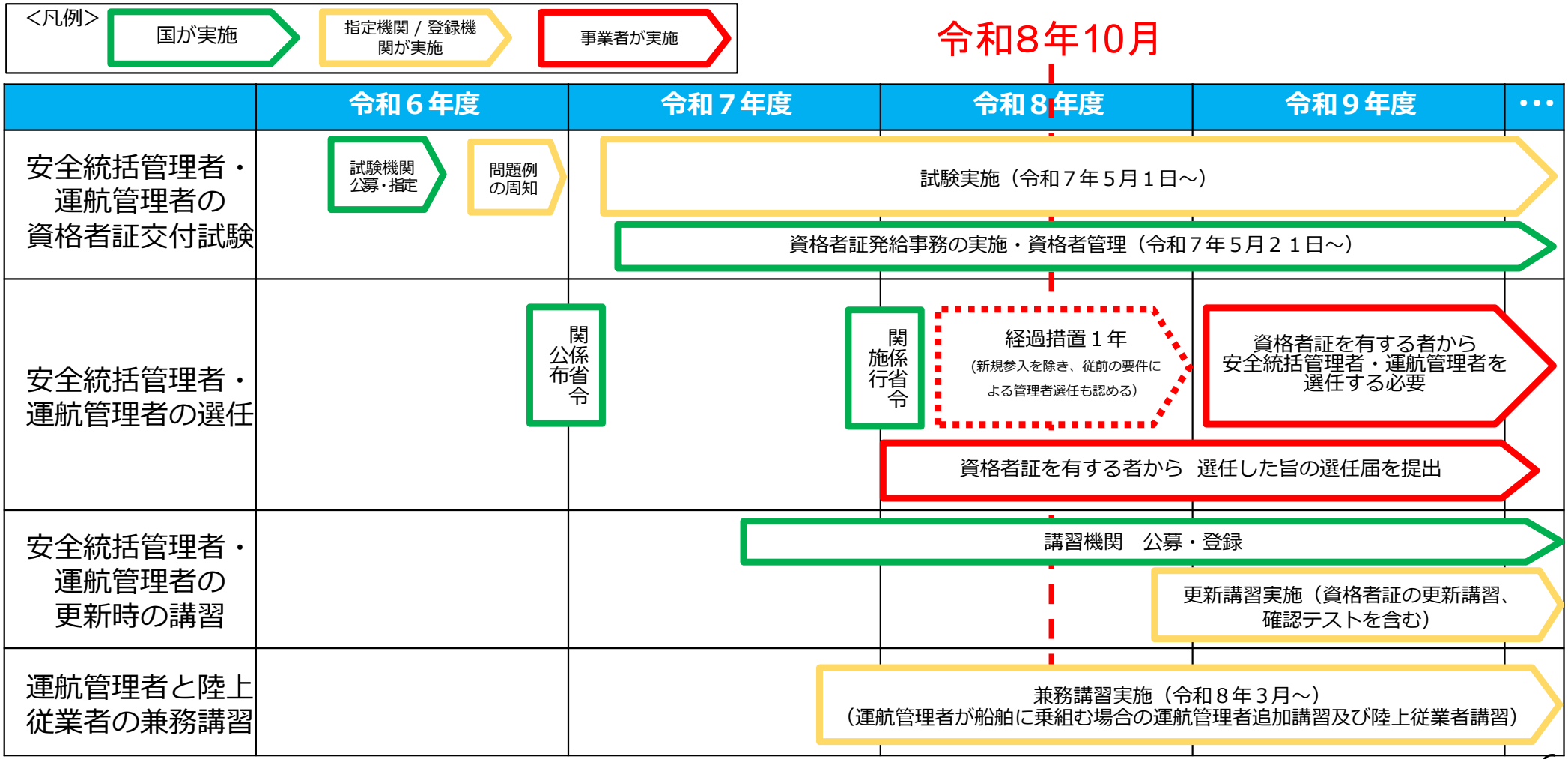
○ 当該資格者証を取得するための試験及び資格者証の交付申請の受付を令和７年５月から開始。また、安全統括管理者・運航管理者資格者証を有する者からの選任義務を令和８年４月より開始。

○ 資格者証の更新※1に必要となる更新講習を令和８年12月頃から開始予定。

○ 運航管理者の船舶への乗組みを令和８年４月から原則禁止。特例※2として運航管理者と陸上従業者の兼務講習を受講すると運航管理者の船舶への乗組みが可能になるところ、当該講習を令和８年３月から開始。

※1 資格者証の有効期間は2年

※2 以下のいずれかに該当する場合のみ運航管理者と船長等の兼務可
① 同時に運航している船舶が1隻であって、旅客定員12名以下の小型船舶を登録事業者が運航する場合
② 生活航路において、緊急時に船舶を運航させなければならない場合



①事業者の安全体制の強化
旅客不定期航路事業の許可更新制（第２号許可）（参考資料P.2（1）⑥）

○ 令和６年４月１日より、旅客不定期航路事業のうち、小型船舶（総トン数20トン未満）のみをその用に供する旅客不定期航路事業（第２号許可）が新設され、事業許可更新制度が導入されたところである。

○ 許可の更新期間は、更新許可が下された日から処分履歴によって５年、３年、１年のいずれかとなる。

○ 第２号許可への移行事業者は安全人材確保計画も提出する必要があり、認可件数の推移は以下のとおり。

小型船舶旅客不定期航路事業（第２号許可）の新設

令和５年度まで

旅客不定期航路事業者

令和６年４月１日～

第1号許可（旅客不定期航路事業）

第2号許可（小型船舶旅客不定期航路事業）

※全体の事業者数：517事業者

事業許可更新制度の経過措置



※廃止する事業者も存在

安全人材確保計画の認可件数の推移

※移行事業者に限る

R7.4.1時点：**42件** → R8.4.1時点：**141件**

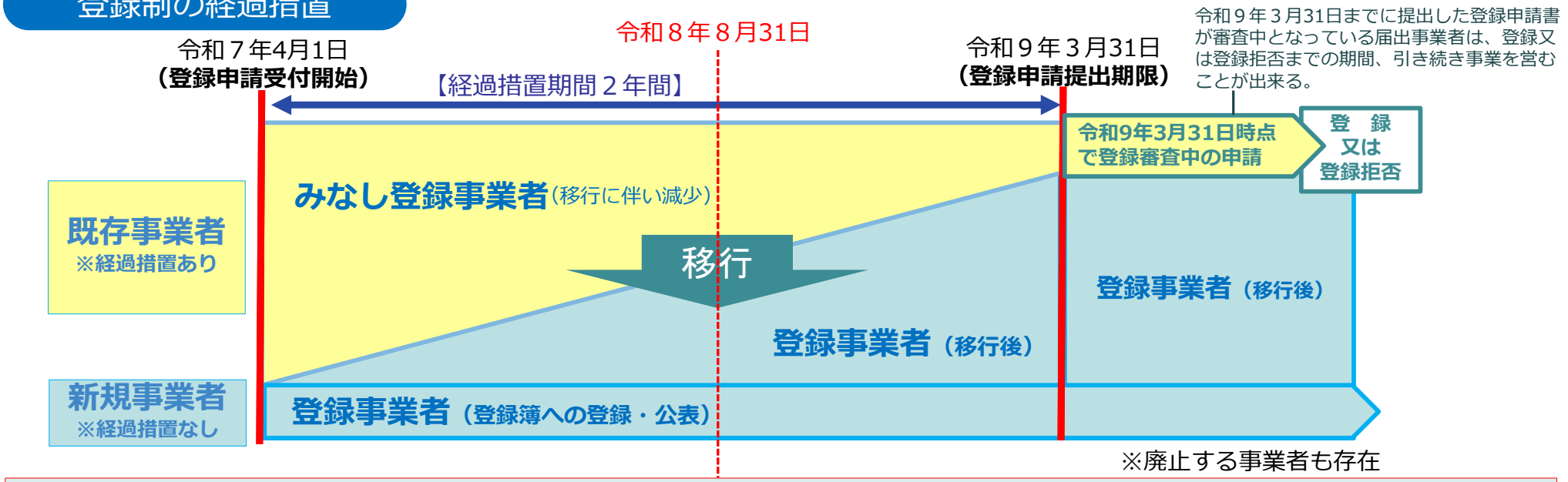
①事業者の安全体制の強化
届出制から登録制への移行（参考資料P.2（1）⑦）

○ 令和７年４月１日より、人の運送をする不定期航路事業等（定員12人以下）の届出制度を登録制度に改め、事業停止・登録取消処分の対象とするとともに、欠格事由の該当確認等、一定の参入規制を行っている。

○ 令和９年３月31日までが経過措置期間となるところ、現在の移行状況は以下のとおり。

○ 地方運輸局等による事業者への通知や説明会の開催等の取組を通じて登録移行を周知。

登録制の経過措置



令和８年8月31日時点の移行状況

全体※旧届出事業者数（A）	登録移行事業者数（B）※登録審査中の者を含む	廃止事業者数（C）	未移行事業者数	合計移行（B+C)/A
4,337者 ※令和７年４月１日時点	858者（19.78%）	839者（19.35%）	2,640者	39.13%

①事業者の安全体制の強化
事業者の安全管理体制の強化のための安全管理規程ひな形の充実

国土交通省

（参考資料P.3（1）⑧）

見直し内容に関する基本的な考え方

○ 安全管理規程（ひな形）の充実については、フェーズ１及びフェーズ２の「２段階」 に分けて改正。
○ フェーズ１では、直ちに対応すべき対策を実施目途が令和６年度までとなっている事項等を反映し、
フェーズ２では、海上運送法の法律改正事項※（令和８年４月施行）を反映。

※資格者証を有する安全統括管理者・運航管理者の選任義務等

主な改正事項

【フェーズ１】

令和６年１１月ひな形改正済

○安全管理規程の実効性確保
- 記録の作成、備置き及び保存（期間）について追記
- 運航の可否判断の客観性を確保するため、気象・海象情報の入手元及び取得時間について追記

○事故の防止、事故発生時の対応
- 国への事故等情報の報告事項のうち「インシデント」の定義を追記
- 事故発生時における再発防止に向けた安全教育の実施について追記

等

【フェーズ２】

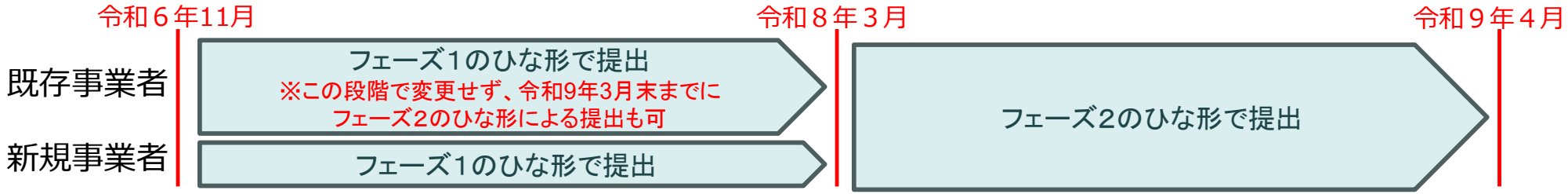
令和８年３月ひな形改正済

○管理者等の資質の向上、事業参入時・参入後のチェック強化
- 安全統括管理者・運航管理者に対する試験制度創設に伴う管理者の選任取扱いについて追記

○安全管理規程の実効性確保
- 乗船中の船長と運航管理者との兼務の禁止等、運航管理の責任体制について追記

等

既存事業者の変更届出の提出時期



フェーズ２の現状

- 現在 、地方運輸局が管内事業者に対して説明会や個別訪問等により、内容及び手続の周知活動を実施中。
- 引き続き、変更期限内に遺漏なく申請がなされるよう、周知・啓発を行っていく。

①事業者の安全体制の強化
小型旅客船事業者に対する運輸安全マネジメント評価の実施について（参考資料P.1（1）①）

制度概要

運輸審議会答申（令和5年3月）に基づき、平水区域以外の水域で総トン数20トン未満の船舶であって、人の運送をする不定期航路事業の許可を受けた者（小型旅客船事業者）に対して、令和5年度から令和9年度末までに運輸安全マネジメント評価を実施を行う。

地方運輸局等の小型旅客船事業者数

	北海道	東北	関東	北陸信越	中部	近畿	神戸	中国	四国	九州	沖縄	合計
R5年度末時点※	11	10	7	5	14	2	1	6	20	42	22	140
R6年度末時点※	11	10	7	5	10	1	1	6	17	34	18	120
R7年度末時点※	11	8	7	5	11	1	1	6	17	33	18	118

※ 事業休止中の事業者等は除く。

運輸安全マネジメント評価の実施状況

	北海道	東北	関東	北陸信越	中部	近畿	神戸	中国	四国	九州	沖縄	合計
実施済み	8	6	6	3	9	1	0	5	12	19	18	87
R8年度実施予定（2回目以上の評価分を除いた数）	3	2	1	0	0	0	1	1	3	7	0	18
R9年度予定	0	0	0	2	2	0	0	0	2	7	0	13

①事業者の安全体制の強化
ドライブレコーダーを活用した教育訓練（参考資料P.5（1）⑰）

○ ドライブレコーダーに相当する装置に記録された映像等を日々の教育訓練へ活用することについて、一定の船舶への義務付けに向けたガイドラインを作成することとされたところ。

○ 令和６年度にドライブレコーダーを設置している旅客船・バス事業者へ追加ヒアリングを行い、教育訓練による事故削減のほか、「有事の際に事実関係を確認することで、乗員を守ることができる」ことが大きなメリットであることを確認。

○ 令和７年３月、ドライブレコーダーを活用した教育訓練の実施ガイドラインを公表。また、令和８年１月に、ドライブレコーダーの教育訓練事例を集めたベストプラクティスや事業者向けの説明動画を公表。

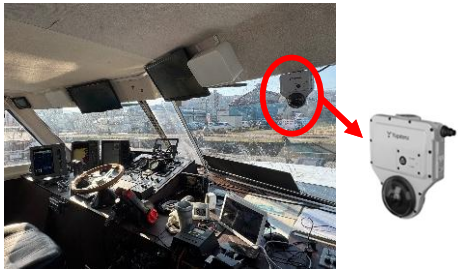
○ 令和８年４月に改正海上運送法施行規則・新告示を公布し、小型船舶のみをその用に供する旅客不定期航路事業（KAZU I 相当の事業）を対象に、ドライブレコーダーを活用した教育訓練を令和９年４月から義務付け。

○ドライブレコーダーを活用した教育訓練やベストプラクティスについて、事業者向けに説明会を複数回実施するとともに、事業者から寄せられた質問に対応。

説明動画



設置船舶（一例）



設置ドライブレコーダー（360度タイプ）



前方撮影イメージ



操縦者撮影イメージ

【撮影された映像の教育利用等への活用が考えられる場面（例）】

初任研修時	✓ ベテランのお手本を映像で示す。 ✓ 研修の振り返りや注意点を確認。
事故・ヒヤリハット発生時	✓ 事故・ヒヤリハット発生時の映像をもとに、再発防止に活用。
定期研修時（平時）	✓ 事故・ヒヤリハット映像をもとに再発防止や危険予知トレーニングに活用。 ✓ 手順等を守って安全運航に努めているかを確認。
その他（教育以外での活用）	✓ 事故やトラブル発生時の事実関係の確認、責任所在の明確化。（事実をもって船員を守ることができる） ✓ 事故処理の円滑化。（事情聴取の短縮） ✓ 乗客・乗員のマナー向上。（見られているとの意識から） ✓ 機関室の監視。（固定式消火設備の省略、浸水等の監視）

①事業者の安全体制の強化
地域旅客船安全協議会設置の実施事例　（参考資料P.5（1）⑱）

○ 旅客船事業者や地域の関係者が連携して安全意識を高め、地域全体の安全レベルの向上を図ることを目的に、事業者や関係者による地域旅客船安全協議会の設置を推進。

伊根湾遊覧船安全連絡協議会（令和８年２月設置）の例

【目　的】

・本会は、会員相互の協調と連携により、運航の安全性向上を図り、もって海上運送事業の健全な発展及び振興に寄与する。

【構成メンバー】

伊根湾遊覧船事業者10者

※オブサーバー
伊根町　企画観光課
（一社）京都府北部地域連携都市圏
振興社　伊根地域本部
京都府漁業協同組合　伊根浦島支所
近畿運輸局海事振興部旅客課
近畿運輸局京都運輸支局

※伊根湾遊覧船事業者の概要及び発着場所等について



【具体的な活動内容】

（１）会員相互の連絡及び協力体制の確立
（２）国、その他関係機関並びに団体との連絡及び協力
（３）運航可否判断及び運航に必要な情報の共有
（４）安全に関する検討及び分析
（５）安全に関する教育及び訓練
（６）その他本会の目的を達成するために必要な事業

上記協議会の他、「軍艦島観光船協議会」、「隠岐諸島旅客船安全協議会」、「鳴門観潮旅客船安全協議会」、「沼島おのころクルーズ安全協議会」、「富山県旅客船安全協議会」の計６協議会より設置届出有（R８.9末現在）

②船員の資質の向上
特定操縦免許の交付・移行状況（参考資料P.6 (2) ①③）

○ 小型旅客船の船長業務を行うにあたり必要な特定操縦免許の要件としている講習について、従前の海難発生時の措置に係る講習課程に加え、「事故を未然に防ぐ」観点から、令和６年４月より講習内容に出航判断に関わる知識等の学科科目及び旅客船の安全運航に必要な操船技術に関わる乗船実習科目を追加するとともに、修了試験を導入し、厳格化。

○ 運航の可否判断や悪天候時の避難港の活用等の判断を担う船長の資質向上を図る観点から、沿海区域以遠を航行する小型旅客船・遊漁船の船長に一定の乗船履歴※を要求。

※沿海区域以遠を航行する総トン数200トン未満の船舶において船長、航海士又は甲板部員として乗り組んだ履歴

○ 制度改正前に特定操縦免許を取得した者に対しても、令和８年３月までの間、移行講習（特定操縦免許講習の課程のうち、本改正により拡充された内容に相当する部分）の受講を推進し、23,351人が受講済。

特定操縦免許（制度改正後）の交付状況

（件）

項目	令和６年度	令和７年度	計
特定操縦免許交付数（新規取得（特定操縦免許講習受講者））	619	1,344	1,963
特定操縦免許交付数（移行講習受講者）	7,215	16,136	23,351
特定操縦免許交付数（全体） （うち一定の乗船履歴を満たした免許の交付数）	7,834 （5,217）	17,480 （10,140）	25,314 （15,357）

特定操縦免許講習の実施内容例


救命いかだの構造説明



人命救助の実習


発航前点検の実習（船外）


発航前点検の実習（船内）

写真提供：（一財）日本船舶職員養成協会

③船舶の安全基準の強化（参考資料P.7 (3) ①～③、P.8 (3) ④～⑥ ）

○ 旅客定員13人以上の船舶（旅客船）、旅客定員12人以下の事業船、遊漁船に対する安全設備の義務化の適用日は決定済み（規則改正済み）。
○ 本年10月１日より、遊漁船の安全設備の搭載義務化（隔壁の水密化は令和９年４月１日以降）が適用（経過措置あり）されるところ、遊漁船事業者や都道府県向けに90回以上説明会を実施。

安全設備	旅客定員１３人以上の船舶（遊漁船除く）	旅客定員１２人以下の事業船（海上運送法の適用を受け人の運送に使用される船舶）	遊漁船
法定無線設備  業務用無線設備  衛星電話	令和４年11月１日（許可船） 令和６年４月１日 （許可船以外）	令和７年６月１日 （中間検査又は定期検査までの経過措置あり）	令和８年10月１日 （中間検査又は定期検査までの経過措置あり）
非常用位置等発信装置  AIS  EPIRB	令和６年４月１日 （定期検査までの経過措置あり）	令和７年４月１日 （定期検査までの経過措置あり）	令和８年10月１日 （定期検査までの経過措置あり）
救命いかだ等  救命いかだ  内部収容型救命浮器	令和７年４月１日 （定期検査までの経過措置あり）	令和８年４月１日 （定期検査までの経過措置あり）	令和８年10月１日 （定期検査までの経過措置あり）
隔壁の水密化等   浸水警報装置  排水ポンプ	令和８年４月１日 （定期検査までの経過措置あり）	令和９年４月１日 （定期検査までの経過措置あり）	令和９年４月１日 （定期検査までの経過措置あり）

④監査・処分の強化（１）

（参考資料P.9 (4) ①～③⑥、P.10 (4) ⑧⑨、P.11 (4) ⑩～⑫、P.12 (4) ⑮⑯）

「旅客船の安全・安心対策」を踏まえた取組の実施

⇒「旅客船の安全・安心対策」を踏まえ、次の取組を実施中

運航労務監理官の監査手法の見直し	○ 抜き打ち（無通告）・リモート(電話・web会議・メール等)による監査により、事業者に対する監視を強化 ○ 通報窓口の設置及び周知の強化等により法令違反や事故リスクの高い事業者に対する機動的な監査を実施 ○ 船舶検査情報等を活用し、注意を要する事業者に対する監査を慎重かつ入念に実施 ○ 行政処分等を行った事業者に対し、改善が確認されるまで継続的・徹底的にフォローアップ 【いずれもR4.8～】 ○ 安全管理規程のチェックや監査の実効性向上のため、必要なマニュアルの充実 【R6.11～】
運航労務監理官の監査能力の向上	○ 自動車監査部門との人事交流等による専門性の向上 ✓ 国土交通本省・地方運輸局等において、海事部門と自動車部門の間で職員の人事交流【R4.7～】 ✓ 自動車監査への同行（89名、224件※）【R4.11～】 ○ 研修の充実 ✓ 自動車監査部門が開催する研修に参加（109名※）【R4.6～】 ✓ 監査・捜査等に係る専門家による研修の実施（133名※）【R5.7～】 ※R８.３時点
違反点数制度の創設	○ 法令違反の項目毎に付される違反点数に応じて行政処分等を行う違反点数制度の創設 【R6.4～】

更なる取組の実施

⇒ 運航労務監理官の監査・処分の強化を図るため、次の通り更なる取組を実施

運航労務監理官の監査手法の見直し	○ 無通告監査の拡大及び目標件数を「監査目標件数の２割以上」と設定 【R8.4～】 ○ 令和７年度における違反の傾向を踏まえ、特に深掘りして確認すべき「重点監査事項」を設定（事故発生時の連絡、操練、飲酒等） 【R8.4～】 ○ 監査の継続的改善・質の向上のため、運航管理監査業務に品質管理システム（QMS）を導入【R7.4～】 ○ JCIからのプッシュ式での船舶検査情報の共有を実施 【R7.9～】
運航労務監理官の監査能力の向上	○ 事例研究・勉強会を定期的に開催（毎月Web） 【R7.7～】 ○ Teamsチャットを活用した意見交換の場を設置 【R7.8～】 ○ 安全体感研修（現場での危険の擬似体験等）を実施 【R7.10～】
その他	○ 機動的な監査体制の構築及び人材育成のため、国土交通本省で監査OJTの実施 【R7.7～】 ○ 運航労務監理官ベストプラクティス（表彰制度）を実施 【R7年度～】

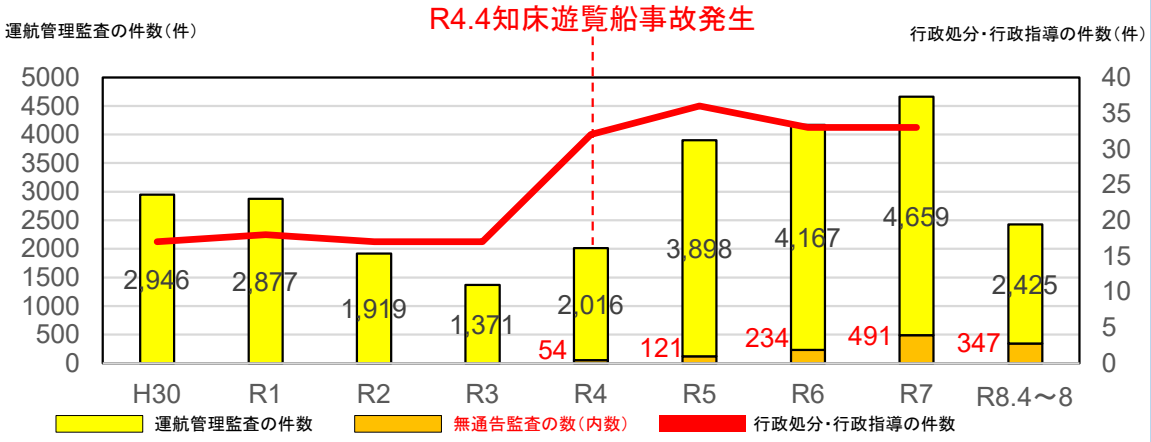
上記の取組を継続的に実施し、引き続き監査の強化を図る。

④監査・処分の強化（２）

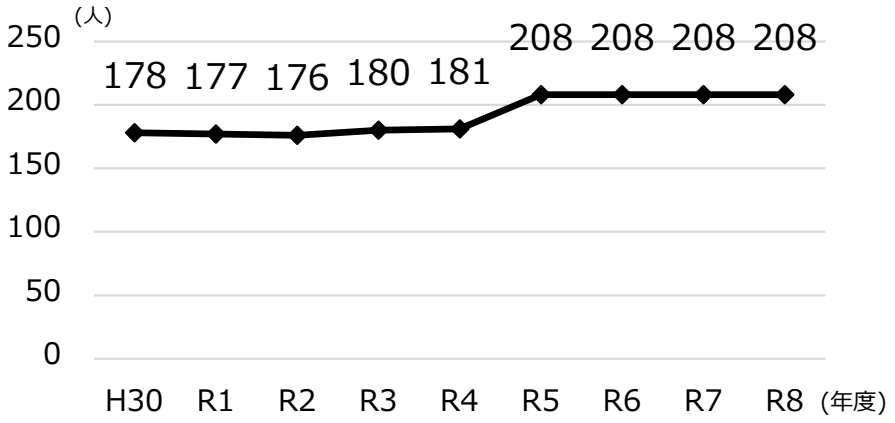
（参考資料P.9（4）①、P.10（4）⑧⑨、P.11（4）⑩ ）

○ 監査件数の増加や抜き打ち・リモート監査の活用により、事業者の監視を強化。
○ 監査官の増員、自動車監査のノウハウ共有など、体制面・能力面を強化。
○ 事業者への運航管理監査件数は、令和元年度に比べ、令和７年度おいて約６割増加。
➡ その結果、行政処分・行政指導の件数においては、令和元年度に比べ令和７年度で約２倍に増加。

運航管理監査の件数



運航労務監理官 定員推移



行政処分・行政指導の件数

（年度）

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8.4～8
行政指導		15	15	15	14	23	24	20	7	4
行政処分	安統管・運管解任命令	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	安全確保命令	2	3	2	3	7	12	12	24※	9
	事業停止	0	0	0	0	1	0	0	2	2
	許可取消	0	0	0	0	1	0	0	0	0
合計		**17**	**18**	**17**	**17**	**32**	**36**	**33**	**33**	**16**

【行政指導となった事例】
・アルコール検査の未実施
・事故発生時に運航管理者、海上保安庁等への連絡未実施
・安全教育の未実施　等

【安全確保命令となった事例】
・酒気帯び業務
・海技免状有効期間の改ざん
・船舶の点検整備時に発見した異常に対する未措置　等

※無通告監査を積極的に活用したことにより、前年度に比べ２倍以上の値に増加

④監査・処分の強化　実績

国土交通省

○ 令和７年度の運航管理監査において確認した安全管理規程の違反事項別件数は257件。
具体的な安全管理規程の違反事項別件数内訳は以下のとおり。

➡ 事故発生時の連絡体制未構築や非常時に備えた操練の未実施等、輸送の安全に直結する違反が多数摘発されているほか、悪質な偽装行為も散見されるため、引き続き厳格に監査を実施していく必要がある。

違反事項		違反数	事例
輸送の安全を確保するための事業運営方針に関するもの	安全方針、安全重点施策に関するもの	7	・経営トップは、安全重点施策の前提となる安全方針を理解しておらず、安全重点施策も策定してなかった。
	関係法令等の遵守に関するもの	19	・地域のイベント期間中に臨時傭船した小型旅客船に乗り込む船員に対し、特定教育訓練を実施していなかった。
輸送の安全を確保するための事業管理体制に関するもの	組織体制等、事業者管理体制に関するもの	59	・複数の船舶で非常時に備えた操練を実施していなかった。 ・複数月にわたり、適確に操練を実施したかのような虚偽の報告が本社になされていた。
	経営責任者の責務に関するもの	22	・経営トップの責務として「重大な事故等に対する確実な対応」が掲げられているにも関わらず、事故発生時の社内連絡体制が機能していない等、安全管理体制が適切に運営されていなかった。
輸送の安全を確保するための事業管理方法に関するもの	船舶の運航管理に関するもの	76	・運航管理者は、運航計画を策定する際に、非常時に備えた操練の実施時間を確保していなかった。
	事故、災害等に係る対応に関するもの	20	・船長は、岸壁衝突事故後、事故の状況及び講じた措置を運航管理者に連絡しないまま運航を再開した。
	安全教育、訓練に関するもの	30	・安全統括管理者が安全管理規程の内容を十分理解していなかった上、乗組員の教育訓練を実施していなかった。
	その他	19	・安全管理規程、安全統括管理者及び運航管理者に関する情報をHP等に公表していなかった。
事業法の規定（上記安全管理規程以外）に関するもの		5	・事業で使用する船舶を追加したにも関わらず、運輸局に必要な申請をしていなかった。

④監査・処分の強化　事例（１）

○ 事業者の安全意識の欠如を根本的に是正すべく、監査において確認された全社的な違反に対し、事業者に安全確保命令等の行政処分を発出し、厳格に指導監督を行っている。

【事例１】操練の未実施、航海日誌への虚偽記載等の違反が確認された事案

事案概要

✓ 令和７年１０月、新日本海フェリー（株）本社及び同社所有船（３隻）に対して監査を実施した結果、複数回に渡る各船での操練の未実施や、航海日誌への虚偽の記載といった複数の船員法違反や海上運送法に基づく安全管理規程違反があることを確認した。

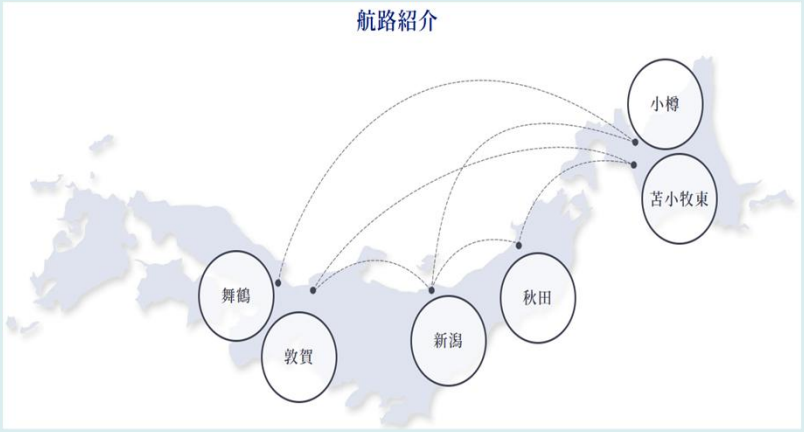
行政処分

（令和７年１２月１７日発出）

✓ 海上運送法に基づき、「経営トップは関係法令・安全管理規程の遵守等を主体的に関与すること」、「安全統括管理者・運航管理者が安全管理規程の遵守を確実にすること」、「運航管理者は運航計画作成時に安全性を検討すること」及び「船長は、船員法に基づく操練の実施状況について、事実に違わず記録をし、運航管理者に対してありのままに報告をすること」等を内容とする、安全確保命令を発出。

➡ 上記について、事業者に対し、30日以内の改善の報告を指示。





出典：新日本海フェリー株式会社ＨＰ

④監査・処分の強化　事例（２）

○ 事業者の安全意識の欠如を根本的に是正すべく、監査において確認された全社的な違反に対し、事業者に是正命令や安全確保命令等の行政処分を発出し、厳格に指導監督を行っている。

【事例２】旅客乗降口を閉鎖しないまま運航、酒気帯び当直、アルコール検査の身代わり受検等の違反が確認された事案

事案概要

✓ 旅客船の安全通報窓口への通報等を端緒に、令和８年１月より東海汽船本社及び同社所有船に対して監査を実施した結果、旅客乗船口を閉鎖しないまま運航、酒気帯び当直、アルコール検査の身代わり受検等、複数の船員法違反や海上運送法に基づく安全管理規程違反があることを確認した。

行政処分①（令和８年８月２８日発出）

✓ 海上運送法に基づき、輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあるとして、「安全統括管理者及び運航管理者の解任命令」を発出。

✓ また、「経営トップが適切な安全管理体制を確立すること」、「安全統括管理者・運航管理者が安全管理規程の遵守を確実にすること」等を内容とする、安全確保命令を発出。

✓ 船員法に基づき、発航前検査の実施、航海当直をすべき者の酒気帯びの有無の確実な確認、船員に対する船舶の設備・作業等の具体的事項の確実な教育の実施、これらの全社的改善を図る旨を内容とする是正命令を発出。

行政処分②（令和８年１０月２日発出）

✓ 定期3航路に就航する5隻中3隻に対して、20日間の「船舶使用停止命令」を発出
※事業者から提出された改善計画書を踏まえ、事業停止命令から変更







出典：東海汽船株式会社HP

⑤船舶検査の実効性の向上

（参考資料P.13（5）②）

○ 海事局から業務改善指示を受けて国に提出した「業務改善計画」に基づき、JCIは令和６年３月まで集中的に検査の実効性向上に係る取組を実施。令和６年４月以降も、検査の実効性向上に係る取組を継続。

＜ JCIの業務改善実施状況＞

【安全第一の意識改革】

- ✓ 本部と全支部又は本部と基幹支部での船舶検査に関する会議をそれぞれ隔月で毎月開催し、小型船舶の安全確保をするための取り組みを実施。今年度は水密隔壁等の義務化など小型船舶の安全強化を踏まえた課題を共有し、統一的な検査が実施できるよう体制を構築。
- ✓ 船舶検査の技量向上を図るため、全支部を対象とした外部講師による海難事故事例や船舶の復原性などに関する講義を定期的に年４回継続実施。今年度は次世代船舶として取組みが進んでいる電気推進船の電気設備概要の研修も実施。

【継続的な業務改善の仕組み】

- ✓ 令和６年12月に「品質管理規程」等を制定し、本部及び３支部において新たな品質管理システムの運用を開始。その後、令和７年４月に４支部が追加され、関東北越ブロック全体に対象支部を拡大。

 令和８年１月より全31支部において新たな品質管理システムを運用開始。
- ✓ 旅客船を中心にJCI本部による実地監査を実施（令和６年４月以降の実績：新造船13隻17回、既存船116隻156回）。監査において指摘した事項は、全支部に対して水平展開することで類似の指摘事項の発生を防いでいる。

【検査体制の強化】

- ✓ 検査員の採用を引き続き強化（採用実績　令和６年度：15名、令和7年度：９名、令和８年度（９月末時点）：９名）
- ✓ 令和6年２月に旅客船の検査を確実に執行できる検査員を「旅客船検査員」としてJCI本部が認定する制度を構築し、現在認定している旅客船検査員は合計48名。今年度中に10名程度を増やすよう取り組んでいる。
- ✓ JCIの検査の実効性向上に係る取組として、国の旅客船検査の現場にJCI検査員が同行するJCI旅客船検査員向けOJT研修を実施。令和８年9月末までに計32人が研修を受け、どのようなポイントに注意して国の検査官が打合せ段階から検査の執行まで対応しているかをJCI検査員に伝えられるよう取り組んでいる。

※　令和７年３月に策定した中期経営計画（令和７年度～令和11年度）に基づき、上記取組を含む検査の実効性向上に係る取組等を実施中

旅客船検査の様子





船底の検査



閉鎖装置（ハッチ）の検査

⑥安全情報の拡充
事業者による安全情報の提供事例（参考資料P.14（6）④）

○ 人の運送をする事業者にあっては、輸送の安全にかかわる情報について、HP等により公表することが義務付けられている。
○ 事業者による安全情報の提供事例は、以下のとおり。

事例１

【安全方針】

1. 「安全運航の確保」を最優先課題に掲げ、高いレベルでの信頼構築を目指します。
2. 全従業員が同じ考えのもとで行動し、結集した力で安全運航の維持に努めます。
3. 法令及び規則を遵守し会社規範・企業倫理に則り、社会に貢献できる企業活動を行います。
4. 安全対策・事故防止策の推進にあたっては、継続的な改善と対策を実施致します。

■救助艇振り出し降下・シューター投下及び海上航走訓練







出典：四国開発フェリー株式会社

事例２

旅客船事故対応合同訓練

宮津港における旅客船の事故を想定し、関係機関相互の緊密な連絡体制の確立及び救助技術を向上させ、官民一体となった救助体制の強化並びに海難防止思想の普及と高揚を図ることを目的として実施。





出典：丹後海陸交通株式会社

事例３

※英語表記での安全情報の事例

No Growth Without Safety

› Continuing Serious Emergency Response Drills



Scene at the Accident Response Head Office



Scene at the mock press conference

出典：日本郵船株式会社

⑥安全情報の拡充

＋ONE（プラスワン）マーク制度の開始（参考資料P.14（6）⑤）

国土交通省

○ 利用者が事業者の安全性向上の取組を簡便に確認できるようにし、利用者の安心に資する制度（＋ONE（プラスワン）マーク制度）を令和７年３月1日より開始。

○ 評価認証機関（日本海事代理士会）は、事業者が法令遵守していることを確認した上で、それを超える上乗せの安全性向上に向けた取り組み状況を評価、認証、公表（対象は不定期航路事業者）。

認証事例

○法定の数量より多く救命胴衣を備え付け
（佐渡尖閣湾リゾート（株））

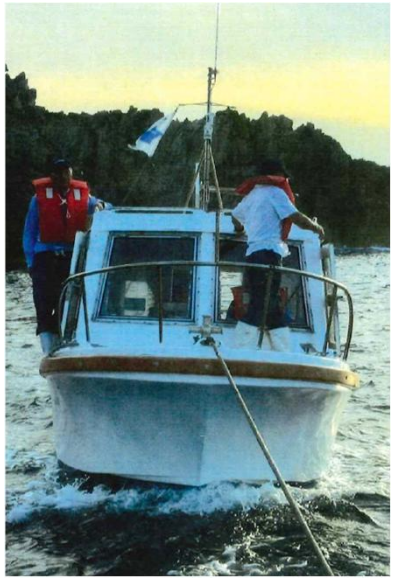


救命胴衣

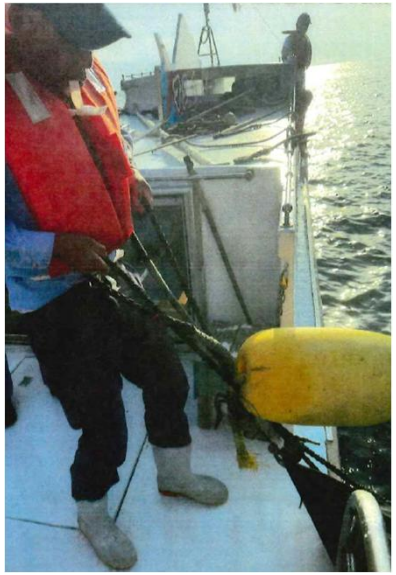


備え付け場所（座席シート下）

○ 海難防止のための訓練を実施
（佐渡尖閣湾リゾート（株））

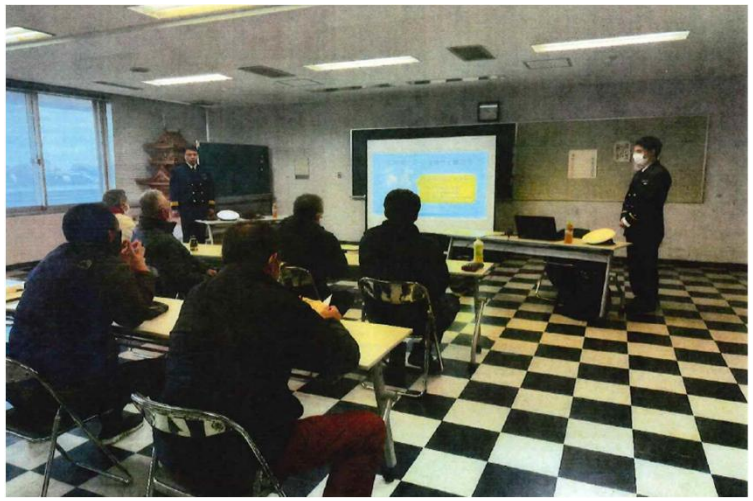


航行不能船けん引訓練



落水者救助訓練

○ 安全講習会を地域の関係者（海上保安部等）と連携して実施
（佐渡尖閣湾リゾート（株））



安全講習会の様子

＜その他取組事例＞

・アルコール検査について、単独で行うのではなく、他者の立会いの下、行う体制を構築（（株）しまなみ、フェニックスサイトシーイングコーポレーション（株）、西日本海運（株）、佐渡尖閣湾リゾート（株））
・設置が義務づけられていない船舶に航海用レーダー設置（西日本海運（株））
・船員に対する輸送の安全に関する教育について、船員の経歴及び能力に応じ、ディスカッションや体験等（一方的な講義ではない方式）を実施（（株）しまなみ、フェニックスサイトシーイングコーポレーション（株）、西日本海運（株））等

⑦利用者保護の強化
船客傷害賠償責任保険の限度額引上げの対応状況（参考資料P.15（7）①）

国土交通省

○ 利用者保護の強化の観点から、船客傷害賠償責任保険について、それ以前の基準より高い賠償限度額への引上げを令和６年10月１日より施行。

○ 具体的な施策及び対応状況は以下のとおり。

引上げ額と施行日

<引き上げ額>

○ 許可事業者：3,000万円→１億円　に引上げ

○ 届出事業者：3,000万円→5,000万円　に引上げ

<施行日>

○ 令和６年10月１日

（ただし、施行日以前に締結されていた保険については有効期間まで有効であるため、次回の保険の更新時に引上げを行うこととしている。）

引上げの対応状況

許可事業者についての引上げの対応状況

1478隻（694者）中　1478隻（694者）

※届出事業者については現在登録制への移行期間であるため算定外。

※調査期間：令和８年７月から令和８年８月まで

その他安全運航に資する取組み（情報共有）

海上安全メールマガジン「うみマガ」

国土交通省

旅客船の運航に携わる幅広い関係者（経営者、安全統括管理者、運航管理者、船長、乗組員等）が、安全に関わる有益な情報に日常的に触れ、常に自分事として安全を意識することの端緒となるよう、旅客船の安全確保に役立つ幅広い情報を親しみやすい表現で届けるメールマガジン「うみマガ」を、海事局内若手職員が編集し、月に1回発信中（令和7年4月～）。

主なコンテンツ

- 旅客船に関連する制度改正や新たに導入される施策の周知・解説
- 安全総点検、安全キャンペーン等のお知らせ
- セミナー、研修等の開催情報
- 安全運航いろはカルタ
- 運航労務監査官コラム
- わが街ふなたび航路自慢（安全の取組を含む）　など

キャラクター同士のかけ合いなどを取り入れ、親しみやすさや読者の理解を促進するよう工夫

主人公



運航管理者見習い
ピーきち

解説役



海事局　ネコ室長

読者登録・バックナンバー

特設ページにて、読者登録フォームへのリンクや、バックナンバーを掲載。

特設ページ

紙面の例



（表面）



（裏面）